

報道各位

新潟市福祉部

障害者総合支援法、介護保険法及び生活保護法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、指定の取消処分を行いました。

記

1 対象事業者

事業者名 一般社団法人光明（こうみょう）

所在地 新潟市西区小新西2丁目19番31号 川口第一ビル105号

代表者 代表理事 太田 昇

2 対象事業所

事業所名 ヘルパーステーション光（あかり）

所在地 新潟市西区小新西2丁目19番31号 川口第一ビル105号

3 処分理由

サービス種類	根拠法令	処分理由
居宅介護、重度訪問介護	障害者総合支援法	・人員基準違反
訪問介護	介護保険法	・不正請求
指定介護機関	生活保護法	・不正の手段による指定申請
介護予防訪問介護相当サービス	介護保険法	・法令違反

4 不利益処分の原因となる事実

(1) 人員基準違反

従業者の員数が常勤換算方法で2.5人以上必要とされているところ、事業開始当初から人員基準を満たしていなかった。

(2) 不正請求（対象期間：令和2年2月から令和2年11月までの10か月）

従業者の人員基準を満たさない状態で指定を受け、介護給付費等を不正に請求、受領した。

(3) 不正の手段による指定申請

指定申請時から、従業者の人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員基準が満たされている書類を作成、申請し、不正に指定を受けた。

5 徴収金

約155万円（加算金含む 障がい・介護・生活保護の合計）

6 指定取消しの年月日

令和3年4月1日

7 行政処分の影響

当該事業所は現在休止しており、利用者については全て他の事業所へ引き継がれているため、取消しによる利用者への影響はない。

問い合わせ先

(障がい福祉の処分内容について)

福祉部障がい福祉課 指定係 登坂 電話025-226-1241
(介護保険の処分内容について)

福祉部介護保険課 指定係 渡辺 電話025-226-1293
(生活保護の処分内容について)

福祉部福祉総務課 保護室 米山 電話025-226-1176
(監査結果について)

福祉部福祉監査課 田宮 電話025-226-1182